

## 申請に関する Q&A – 申請について

**Q** 認証されるために、どのような条件を満たさないといけないのか

**A** 対象企業は、県内に本社又は事業所があり、県内において事業活動を行い、かつ常時雇用する労働者を有する事業者です。認証要件として以下の条件を満たす必要があります。

1. 就業規則等の社内規則を規定し、社内に周知している。
2. 過去5年間において、法及び法令に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がない。
3. 過去2年間において、雇用保険被保険者を会社都合により解雇していない。
4. 審査票の大項目の「仕事と育児・介護の両立」「働き方改革」「女性の活躍推進・男女共同参画」の3つ分野それぞれにおいて、1つ以上制度化や取組を行っている。

※詳細は [「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」認証制度要綱](#)に記載

**Q** 申請書類はどこにあるのか

**A** [Nぴかホームページ](#)の「申請書類等」からダウンロードしていただくか、県雇用労働政策課(電話番号:095-895-2714)へご連絡いただければ郵送いたします。

なお、様式第2号の審査票については、本ページよりインターネット上で申請いただけます。

**Q** 申請はどのようにすればよいのか

**A** 【Web 申請システムで申請する場合】

まず、様式第2号（審査票）に入力（記入）して自己チェックを行ってください。

自己チェックの結果を保存後、送信ボタンを押していただくと、内容が県に送信されます。

その後、担当職員が実績等確認のため、訪問させていただきます。訪問後、担当職員確認後の審査票を県から送信します。その結果が認証基準を満たしていれば本申請となりますので、送信された審査票をご確認いただき、再度送信してください。

【紙の書類で申請する場合】

まず、様式第2号（審査票）に記入して自己チェックを行ってください。

認証基準を満たしていれば、審査票と添付書類を県雇用労働政策課へ送付してください。県の方で内容を確認いたします。

その後、担当職員が実績等確認のため、訪問させていただきます。訪問の結果、基準を満たしていれば、本申請となり、訪問後の審査票を再度県へ提出してください。

**Q** グループ企業が複数あるが一括申請できるのか

**A** 各社ごとの申請となります。

ただし、担当職員による訪問についてはグループ企業の代表企業で一括して実施することも可能です。

**Q** 本社が県外で、長崎支店があるが申請できるのか

**A** 申請できます。

長崎県内事業所の代表者名（長崎支店長等）での申請の場合、県内に複数の事業所がある場合は、原則それらを統括する事業所の代表者による申請となります。

なお、長崎県内事業所の代表者（長崎支店長等）が本社の直営部門等の理由で未設置の場合は、申請者は県外の本社の代表者名での申請となります。

**Q** 添付書類は何を提出すればよいか

**A** 就業規則や育児・介護休業規程等の制度がわかる書類の写しを審査票と一緒に送付

（Web 申請システムであれば事前チェック処理で電子文書（PDF）を添付）して

下さい。個人情報関係などで提出が難しい書類（育休の届出等）については、担当職員の訪問時に確認させていただきます。

**Q** 添付書類のうち、就業規則のページ数が多く送付が難しい

**A** 申請で確認が必要となる該当部分のみ送付してください。書類の全体は訪問時に確認します。

なお Web 申請システムであればチェック処理で書類全体を電子文書（PDF）で送信可能です。

**Q** 申請条件を満たしていないが、取得のためにアドバイスが欲しい

**A** 就業規則や労使協定を点検して働きやすい職場を目指す企業を支援する「職場環境づくりアドバイザー」（県内の社会保険労務士等）を派遣しています（無料、1回2時間程度、1事業所3回まで）。気軽にお問い合わせください。

<http://www.pref.nagasaki.jp/area/nagasakihiiki/341939.html>

**Q** 就業規則に不備があり、申請条件を満たしていないが、どうすればよいか

**A** 就業規則を改正し、労働基準監督署に届け出たうえで申請を行ってください。

**Q** 申請できる時期はいつか、また認証取得までどれくらいかかるのか、3月からの採用活動で認証をアピールしたいが間に合うのか

**A** 申請は、随時受け付けています。

なお、認証の取得には、事前申請から認証まで1~2ヶ月程度かかりますので、その点を考慮の上、準備をお願いします。

2月末までに認証を取得したい場合は、遅くとも1月上旬までに事前申請をお願いします。

**Q** 認証期間はどれくらいか

**A** 認証期間は3年間です。

Q 申請に手数料等がかかるのか

A 申請は無料です。

Q 認証までの流れを教えてください

A こちらより確認できます。 [\(Nぴかとは\)](#)

Q 申請する前に事前に問い合わせは必要か

A 申請に関してご不明な点がありましたら、県雇用労働政策課(095-895-2714)へお問い合わせください。

Q 申請書の記入例はありませんか

A 個々の企業により事情が異なるため、記入例はありません。

Q 審査票の回答欄が「/（斜線）」の場合は、どう集計されるのか

A その場合、「/（斜線）」の項目については、得点から除外されます。つまり満点が50点にならないこととなります。

なお、満点が50点未満の状態でも得点率が50%以上を満たせば認証取得できます。

Q

審査項目に「常時雇用する労働者」や「社員」といった文言があるが、対象となる従業員はどの範囲か。

A

Nぴかの審査では、年間を通じての事業所の通常の姿を審査するという考え方を前提に審査対象を以下のとおりとしています。

まずは、当該事業所従業員の雇用形態の構成を確認してください。

①正規職員または無期雇用の社員で当該事業所従業員の3分の2を満たす場合

→「常時雇用する労働者」や「社員」といった審査対象は正規職員または無期雇用の社員となります。

② ①では当該事業所従業員の3分の2を満たさない場合

→①に加え、常時雇用する社員（4ヶ月以上の期間を定めて雇用されるものをいう。フルタイムやパートタイムを問わない。）が審査対象となります。